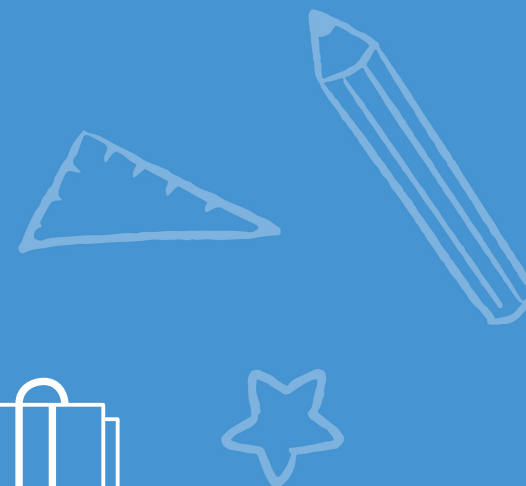


# 01

## 第1章 基本的な考え方



今後の本市の教育においては、**市民一人ひとりが“学びの主演”、“学びの主体”**となって、自らの学びを“自分事”として捉え直すことが大切になると考えます。そのため、川崎の教育がめざす方向性を今まで以上に分かりやすく示し、**すべての市民と共有しながら取組を進めていきます。**

## 1 策定の趣旨

「かわさき教育プラン」は、本市教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力のもとに取組を推進するための指針として策定しているものです。

平成17(2005)年3月に策定した「かわさき教育プラン」及び、平成27(2015)年3月に策定した「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」(以下

「第2次プラン」という。)が果たしてきた役割を継承しつつ、子どもの実態や社会情勢の激しい変化等を踏まえ、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、「めざすもの」の実現に向けて、新たに「**第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン**」(以下「第3次プラン」という。)を策定します。

## 2 位置づけ

※関連する個別計画等は資料編に記載しています。

「教育基本法」第17条第2項に定める**教育振興基本計画**に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、関連する個別計画との整合を図りながら策定しています。

## 3 対象分野

教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での**学校教育**と、幼児から高齢者までにわたる**社会教育**とします。

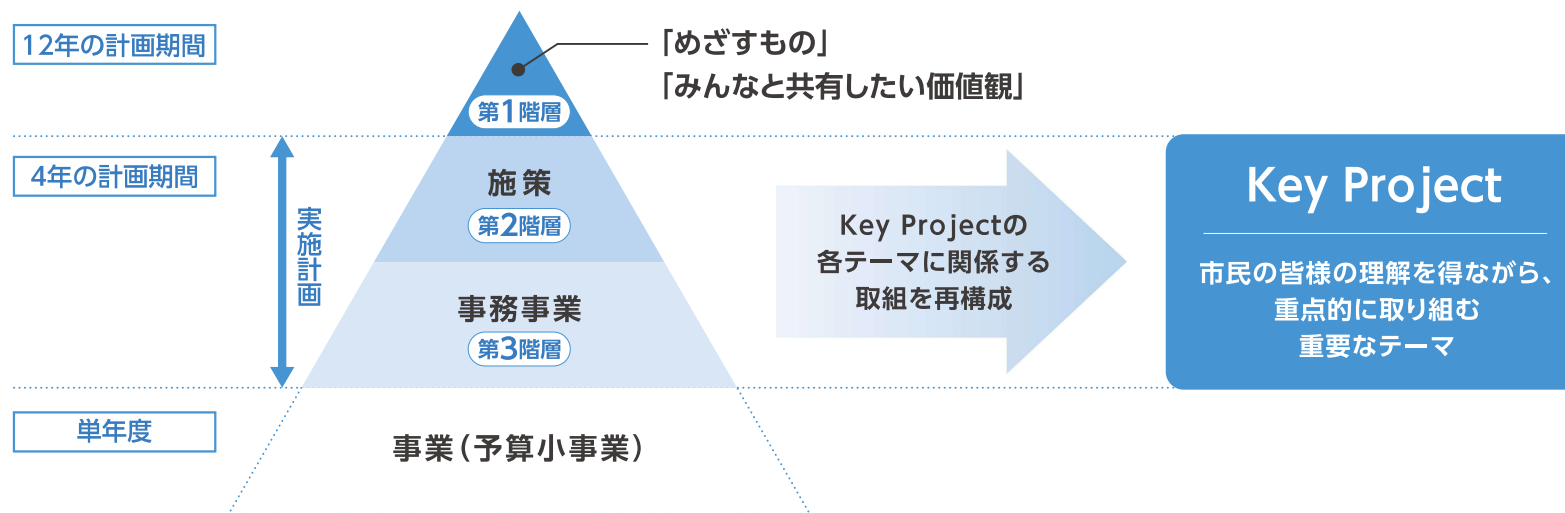
## 4 計画期間

令和8(2026)年度から**12年間**とします。

## 5 構成及び計画期間

12年間の計画期間全体を通じて実現をめざすものを教育プランの「めざすもの」及び「みんなと共有したい価値観」として掲げながら、具体的な取組内容は「施策」「事務事業」の階層で体系的に整理します。

施策、事務事業については、4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。また、各実施計画期間において、特に重点的に取り組む重要なテーマを「Key Project」として位置づけます。



## 6 全体像

## めざすもの

一人ひとりが輝き、共に未来をつくる

## みんなと共有したい価値観

一歩、踏み出す 自分の幸せ みんなの豊かさ 多様性を可能性へ

## 施策及び事務事業

- 施策 1 子ども主体の学びの推進
- 施策 2 豊かな心とすこやかな体の育成
- 施策 3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 施策 4 学びを支える教育環境の充実
- 施策 5 地域と学校の連携・協働
- 施策 6 生涯学習の推進

## Key Project

- Project 1 社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実
- Project 2 組織等の枠を越えた連携による切れ目のない支援
- Project 3 教職員が働きやすい環境づくり
- Project 4 生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現

## より豊かな学びに向けて

- 取組 1 子どもの権利に関する学び
- 取組 2 未来を主体的に切り拓く学び
- 取組 3 教育DXによる学び

# 02

## 第2章 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」



## 1 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」について

「第2次プラン」では、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標を「自主・自立／共生・協働」として掲げ、その方向性を踏まえた取組を進めてきました。「第3次プラン」の策定に当たって実施した市民意見聴取の結果を見ると、「第2次プラン」の基本理念・基本目標につながる価値観は広く共有されているとともに、新たな価値観や考え方についても、今後、必要と考えられていることなどが確認できました。

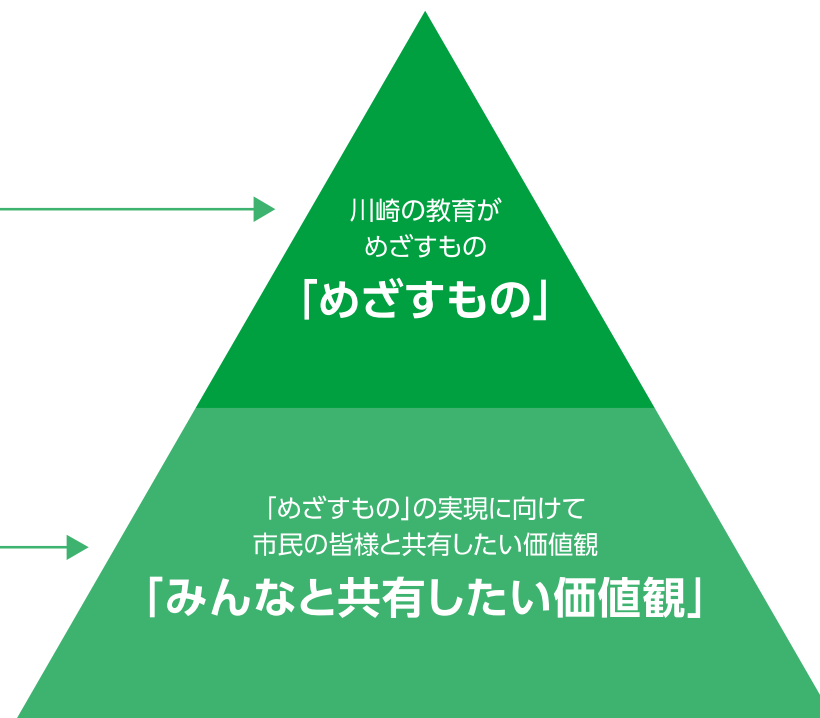
このため、「第2次プラン」の「基本理念・基本目標」の方向性は継承しつつ、新たな価値観等を盛り込みながら、市民の皆様と本市の教育を共に進めることができるよう、本市の教育がめざす内容を、新たに「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」として決めました。

### 「めざすもの」

川崎の教育がめざすもの。「第3次プラン」で「めざすもの」の実現に向けて取り組んでいく。

### 「みんなと共有したい価値観」

「めざすもの」の実現に向けて、川崎の教育をともに創っていく市民の皆様と共有したい価値観や考え方。市民の皆様と共に取組や教育活動を進めていく“合言葉”とする。



※「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」の検討に当たっては、多くの方々から御意見をいただきました。いただいた御意見や検討経過等は資料編に掲載しています。

## 2 「めざすもの」

これまで重点的に取り組んできた「キャリア在り方生き方教育」をベースにしながら、誰もが多様な個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓くことができる人を育てる「**人づくり**」と、多様性を尊重し、共に支え高め合い、誰もが安心して育つことのできる社会をつくる「**社会づくり**」の思いを込め、新たに「めざすもの」として定めます。

## 一人ひとりが輝き、 共に未来をつくる

川崎の教育は、今この瞬間から一人ひとりの個性を大切にし、生きがいのある人生を自分らしく送ることで輝くことができる人を育てます。そして、そのような市民が、それぞれの強みを活かしながら、さまざまな立場や考えの人たちと協働して持続可能な社会をつくりだしていくことをめざしていきます。

多様な人々と関わりながら、自分の力を発揮し、自らの思いで社会や地域を変えたり、新しいものをつくりだせたという経験や学びの積み重ねは、社会参画への意識や自己肯定感を高め、さまざまな困難を乗り越える力を育み、持続可能な社会づくりの基盤となります。変化の激しい時代において、社会の課題に向き合い、自分ができることを考え行動していくことのできる人を育てていくことは、教育の大切な役割です。

この「めざすもの」のもとで学び・成長したすべての人が、その人らしく生き生きと活躍し、どこにいても心の拠り所として「川崎があるよう、本市の教育の“灯台”として「めざすもの」を掲げ、「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」ための取組を推進していきます。



## 3 「みんなと共有したい価値観」

教育プランは行政だけが進めていくものではありません。「めざすもの」の実現に向けた長い道のりは、市民の皆様と一緒に歩んでいかなければならないものです。なぜなら、**市民一人ひとりが学びの主役であり、教育プランの取組を共に進めていくパートナー**であるからです。そのためには、市民の皆様と川崎の教育で大切にしていきたい**価値観を共有し、川崎らしい人づくり・社会づくりを進めていく“合言葉”**としていきます。



## 一步、踏み出す

私たちが生きる「正解のない」世界において、課題を解決する力や創造力は、未来の可能性を広げるために必要不可欠な要素です。大切にしたいのは、子どもも大人も学びの主役として、自分らしく一步踏み出すことです。

私たちは、つまずきも学びに変えながら、**チャレンジすることを大切に**します。



## 自分の幸せ みんなの豊かさ

教育の役割は、一人ひとりが夢や希望を抱いて生きがいのある人生を歩むための土台をつくることであり、その先には誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創造があると考えています。

私たちは、子どもや教職員、保護者、すべての市民が、**自分が自分であることを大切に**できるよう、そして、共に学び合い、つながるよろこびを感じながら、**よりよい社会をつくって**いきます。



## 多様性を 可能性へ





川崎は、多様性を認め合い、つながり合うことで、新しい魅力や価値を生み出してきました。

私たちは、異なる背景や立場の人たちと学び、成長することが、教育にとって必要なことだと信じています。学校も地域も一緒に、他者を想像し、互いを認め、支え合いながら、**多様な価値が交差する場を創造**していきます。

# 03 第3章 第1期実施計画

1 第1期実施計画における基本的な考え方 ..... 012

2 Key Project ..... 013

<p><b>Project 1</b></p> <p>自分たちで考え、解決していく学び</p> <p>社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実</p>  <p>014</p>	<p><b>Project 2</b></p> <p>特別支援教育</p> <p>不登校対策</p> <p>組織等の枠を越えた連携による切れ目のない支援</p>  <p>019</p>	<p><b>Project 3</b></p> <p>教職員の人材確保</p> <p>教職員の働き方・仕事の進め方改革</p> <p>教職員が働きやすい環境づくり</p>  <p>025</p>	<p><b>Project 4</b></p> <p>生涯学習</p> <p>地域と学校の協働・連携</p> <p>生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現</p>  <p>032</p>
---	--	--	---

3 実施計画(施策及び事務事業) ..... 037

<p><b>施策1</b></p> <p>子ども主体の学びの推進</p> <p>039</p>	<p><b>施策2</b></p> <p>豊かな心とすこやかな体の育成</p> <p>041</p>	<p><b>施策3</b></p> <p>一人ひとりの教育的ニーズへの対応</p> <p>043</p>	<p><b>施策4</b></p> <p>学びを支える教育環境の充実</p> <p>045</p>	<p><b>施策5</b></p> <p>地域と学校の連携・協働</p> <p>047</p>	<p><b>施策6</b></p> <p>生涯学習の推進</p> <p>049</p>
---	--	--	---	---	---

4 より豊かな学びに向けて～学校現場における取組～ ..... 051

<p><b>取組1</b> 子どもの権利に関する学び</p> <p>053</p>	<p><b>取組2</b> 未来を主体的に切り拓く学び</p> <p>055</p>	<p><b>取組3</b> 教育DXによる学び</p> <p>057</p>
---	--	--

## 1 第1期実施計画における基本的な考え方

## 背景

少子化・高齢化の進展や、自然災害の激甚化、国際情勢の不安定化など、現在私たちは、さまざまな社会的な課題に直面していると同時に、生成AIなどデジタル技術等が絶え間なく発展する時代を生きています。社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まるとともに、社会の在り方そのものが劇的に変わる可能性が生じ、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっています。子どもたちをはじめ、これからの社会を生きていく人たちは、こうした社会の変化に対応しながら「人生100年時代」を生きていくこととなります。

## 国の状況

国においては、現行の学習指導要領において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が示され、令和3(2021)年の中央教育審議会答申において「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことの必要性が指摘されました。令和5(2023)年に、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針を「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」とする「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、また、令和6(2024)年には、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展させることを前提としつつ、これからの時代にふさわしい学習指導要領の在り方についての議論が進められています。

第1期実施計画の  
策定について

本市でも、今後、市の人口や児童生徒数の減少が見込まれるとともに、時代の変化に応じた資質・能力の育成や、支援が必要な児童生徒の増加、教職員の人材確保、教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進、生涯を通じた学びの環境づくりなど、教育におけるさまざまな課題が生じています。こうした状況の中で、すべての市民一人ひとりが、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「第1期実施計画」を策定します。

## 基本的な考え方

「第1期実施計画」では、「教育から学び」へと転換し、**市民一人ひとりが“学びの主役”、“学びの主体”となって、自らの学びを“自分事”としてとらえられるよう教育施策を進めていきます。**子どもたち一人ひとりの学習の進度や学び方の特性、その興味・関心が大きく異なる状況にあり、学校では、こうした多様な子どもたちを柔軟に受け止めながら、**自分たちで考え、解決していく学びを通じて、子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くことのできる力を身につけられるよう教育活動を進めます。**そして、そうした力を身につけて大人になった市民が社会で活躍し、良き学び手として子どもたちの成長を支えていけるよう、**子どもの学び(学校/学校教育)と地域の力(社会/社会教育)を一続きでとらえながら人材が循環する地域づくりを進める**ことで、「めざすもの」の実現をめざしていきます。

※ 関連する基礎データは、本文のほか資料編に掲載しています。

## 基本的な考え方

- すべての事務事業を「実施計画」として体系的・網羅的に整理していますが、複雑化する課題や多様化するニーズに対応していくためには、関連する取組を連携させながら進めると効果的であると考えます。
- このため、個々の事務事業の重点化ではなく、重点的に取り組むテーマを“Key Project”として設定し、Key Projectの各テーマに関係する取組を「実施計画」(施策及び事務事業)から再構成します。

## 4つのProject

## Project 1

社会参画に向けた  
資質・能力を育成する  
探究的な学びの充実

自分たちで考え、解決していく学び



## Project 3

教職員が働きやすい  
環境づくり

教職員の人材確保

教職員の働き方・仕事の進め方改革



## Project 2

組織等の枠を越えた  
連携による切れ目のない支援

特別支援教育

不登校対策



## Project 4

生涯を通じた「学び」と  
「学び合い」社会の実現

生涯学習

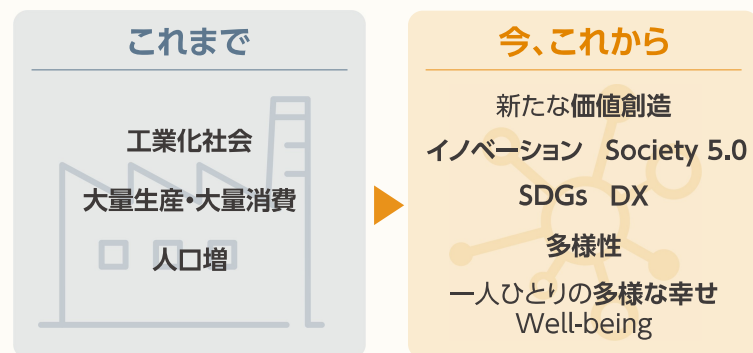
地域と学校の協働・連携



プロジェクトの背景 

子どもたちは、社会構造や生活環境が現在とは異なる時代を生きていくことになります。

- 現在、IT技術の革新が進み、社会全体がデジタル化していくDXの時代が到来しています。これまでの大量生産・大量消費を基本とする画一的な工業化社会から、**新たな価値やモノを創り出し、一人ひとりの幸せや豊かさを大切に**する社会へと変化しています。
- この教育プランが計画期間を終える令和20(2038)年には、現在小学校1年生の子どもたちは18歳、中学校1年生は24歳となり、社会で活躍しはじめる年齢に達しています。人生100年時代と言われる中、**社会構造や生活環境が現在とは大きく異なる時代を生きていく**ことになります。



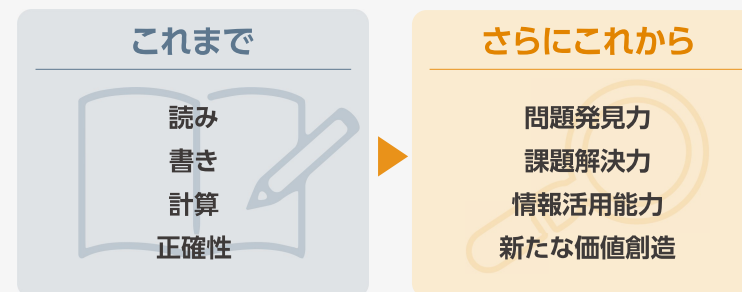
総合科学技術・イノベーション会議「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(R4年6月)を参考に作成(右図も同じ)

プロジェクトの課題 

時代の変化にあわせて、子どもたちの将来に必要な力が身につく学びが必要です。

- このような社会の中で子どもたちが充実した人生を送るために必要となるのは、従来の教育が求めてきた正確な読み書き計算の能力を身につけることだけではなく、**自分で問題を発見し、課題の解決に主体的に取り組んだり、他者と共に考え、新たな価値を創造したりする力**であると考えます。
- こうした力は、子どもたちが**自分たちで考え、解決していくことを大切に**する「探究的な学び」によって身につけていくとされています。
- 本市では、各学校において既に総合的な学習(探究)の時間を中心に「探究的な学び」が実践されていますが、**時代の変化に対応しながら、その内容を充実させていく**必要があります。

## 特に必要とされる力(例示)



## 👉 プロジェクトの方向性

## かわさき探究2.0へ

## 地域に学び地域に関わる「探究的な学び」を実践し、行動につなげる

- 本市はこれまで、地域とともにある学校づくりや「キャリア在り方生き方教育」における地域への愛着を深める教育活動の取組を進めてきました。
- 「探究的な学び」の実践においては、**これまでの知見や本市の強みを活かし、地域に学び地域に関わることを通して、子どもたちの社会参画に向けた資質・能力を育成していきます。**
- このため、各学校が、地域に積極的に関わりながら学習を進めると同時に、地域の理解と協力を得ながら、**学校と地域が一緒に子どもたちの学びに関わっていけるように「総合的な学習（探究）の時間」を中心とした取組を進めます。**

- 学びは、子どもたちの「問い」から始まることが重要**です。子どもたちが夢中になり、「どうして」、「不思議だな」という気持ちをもとに、他者と協働しながら自分の思考を広げ深めていく学び、わくわく・ドキドキ感を感じながら子どもたちが主体的に学習を調整していく学びが大切だと考えます。各学校において、**「総合的な学習（探究）の時間」を中心として取り組み、すべての教育活動での探究的な学びの実践につなげていきます。**

「総合的な学習（探究）の時間」を中心に、子ども主体の「探究的な学び」を、学校と地域が一緒になって進めていくことで、子どもたちの資質・能力を高めます。

## 👉 取組の方向性

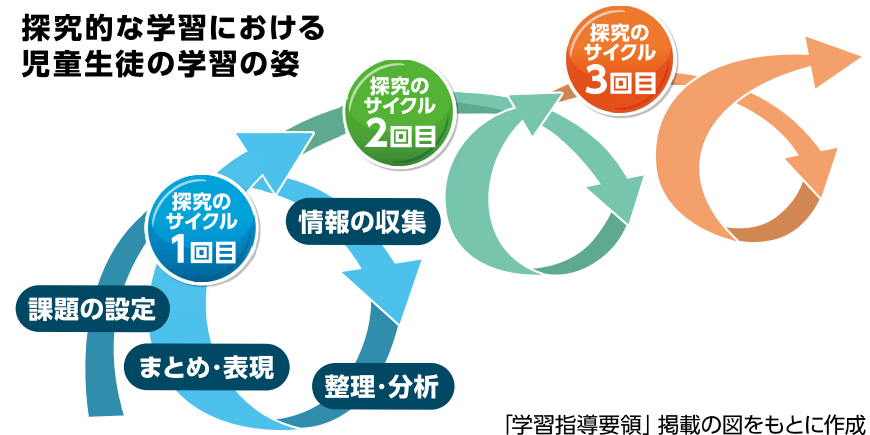
- 探究的な学びの質を高める取組 ..... 👉 方向性1 **すべての市立学校における「かわさき探究2.0」の実践**
- 探究的な学びの実践を支える取組 ..... 👉 方向性2 **「かわさき探究2.0」の実践を支える取組**

※他のプロジェクトとの関係は、P31・P36に記載しています。

### 参考 探究的な学びについて

- 探究的な学びは、学習指導要領において、総合的な学習(探究)の時間を中心として、さまざまな教科等に位置づけられています。
- 過去に日本の学校教育で一般的に行われていた、教師が知識を伝達するような一方通行の学習形式とは異なり、児童生徒自身が学びの主体者として自分で課題を設定し、その問題を解決するために、情報を収集・整理・分析し、意見を交換したり協働したりしながら自分なりの考えをまとめ、表現していく学習活動(右図)です。教師は、児童生徒の学びの伴走者としての役割を担います。
- 自分で問題を発見し、課題の解決に主体的に取り組んだり、他者と共に考え、新たな価値を創造したりする力は、こうした「探究的な学び」(右図のような探究のサイクル)を発展的に繰り返していくことによって、身につけていきます。

### 探究的な学習における 児童生徒の学習の姿



【学習指導要領】掲載の図をもとに作成

### 探究的な学習の 過程

- ① 課題の設定 ② 情報の収集 ③ 整理・分析 ④ まとめ・表現

	知識伝達型の教育	探究的な学び
学習の目的	●主に知識の習得を重視したもの	●主に学びのプロセスを重視したもの
学習のスタイル	●教師の話聞くことで知識を得る活動が中心 ●全員が同じ活動を行う。 ●インプット中心の学び	●問題解決的な学習が発展的に繰り返される活動が中心 ●子どもの課題によってさまざまな活動を行う。 ●インプットとアウトプットを繰り返す学び
学習の進め方	●教師が指導の中心となり、全員が同じペースで学習を進める。	●子どもが学びの主体となって、一人一人の課題に合わせた学び方等を選択し、個々のよさを活かした協働的な活動を組み合わせながら学習を進める。
解答	●原則ひとつの正解	●ひとつの正解はない(最適解・納得解を考える)。
教師の役割	●指導者(知識の伝達者)	●ファシリテーター(学びの伴走者)

### ☞ 方向性1 すべての市立学校における「かわさき探究2.0」の実践

各校の特色を活かしながら、R8(2026)年度からモデル校での「かわさき探究2.0」を実践します。  
モデル校での検証内容や、新たな学習指導要領等を踏まえながら、効果的な実践内容を検討し、全校で実践します。



### モデル校での取組

#### 学習テーマは地域資源(地域の魅力・課題)

「キャリア在り方生き方教育」や市制100周年記念事業「学校e～ね★サミット」の取組を踏まえるなど、地域の魅力や課題をテーマとした探究活動を取り入れ、子どもたちが地域・社会の一員として参画していけるよう資質・能力の育成につなげていきます。

**地域の魅力や課題の例** 地域の緑の保全、地域防災、まちづくりに関わる人々  
地域の子育て支援 など

学び・かかわることで地域の一員としての自覚が高まり、行動につながる。

#### 小中9年間の学びの連続性を確保

地域の小学校と中学校の間で学習内容や各学校が持つ地域資源等の情報を共有し、単元づくりや学習内容に活用していくことで、発達段階に応じた授業づくりができるようになります。



《小・中→高》「課題設定」から「課題の発見」へ

探究入門 → 地域を知る → 地域・社会に関わる・支える

R8・R9年度 モデル校での取組を実施(小学校3校、中学校2校)

R10年度 モデル校での取組内容や新学習指導要領の内容を踏まえて全校展開

#### 探究的な学びに集中できる時間割～探究タイムデザイン～

約2か月間の授業準備(単元づくり)期間を設定して授業計画を立てた後、計画に基づいて複数回の探究学習のサイクルを連続・発展的に繰り返します。また、学年ごとに探究DAY(総合的な学習の時間の曜日)を設定し、学習内容に応じた時間数(コマ数)を確保することで、計画的・効果的に学習を進めていきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単元づくり	“総合”で探究的な学び (探究学習のサイクルを複数回実施)											

#### 地域と学習目標や学習内容を共有

学校運営に関する内容を中心に協議をしている学校運営協議会等において、探究的な学びの学習内容の説明や授業見学等を加えたり、地域への発信等を行うことを通じて、地域・保護者の学習への理解を深め、“ともに学びに関わり、ともに課題の解決に向かう”関係となることをめざします。

地域・保護者の学習への理解が深まる。

“ともに学びに関わり、ともに課題の解決に向かう”関係へ

## 👉 方向性2 「かわさき探究2.0」の実践を支える取組

すべての市立学校で「かわさき探究2.0」の実践が進むよう、各校での体制づくりや教育委員会による学校の支援・指導の充実などのほか、次の取組を進めます。

### 主な取組

#### 教員向け「かわさき探究2.0ガイドブック」作成

教員の単元づくりや授業実践の参考となるよう、「かわさき探究2.0」の考え方を整理し、実践事例等を記載したガイドブックを作成します。

R8年度 ● 内容の検討、作成 R9年度～ ● 教員へ配布

#### 各校の担当者等への研修の実施

「かわさき探究2.0」の趣旨を理解し、単元づくりや地域資源の活用等について学び、各校の実践につなげる研修(探究研修会)を実施するほか、年次研修等の各研修を活用しながら理解の促進を図ります。

R8年度～ ● 探究研修会などさまざまな場面での研修の実施

#### 地域資源・人材とのマッチングスキームの構築

地域と学校をつなぐ地域の担い手との具体的な連携手法など、地域資源や人材とマッチングしやすいしくみづくりを行います。

R8年度 ● リストの作成 R9年度～ ● 学校に共有、マッチング支援

#### 探究学習等の交流会の開催

各学校が取組を発表し、児童生徒が自己肯定感を高めたり、好事例を共有する場を開催します。

R8年度～ ● 全市交流会「みらいねっと」の開催(年1回)

市立高等学校、特別支援学校においても、それぞれ自律化・高度化した探究の実践や、一人ひとりの実態に応じた生きる力を育む探究の取組を進めていきます。

#### 特別支援教育での取組

特別支援教育における探究的な学びを効果的に行うために、一人ひとりの実態に合わせて補助的手段や情報機器を適切に活用し、安全面や衛生面等に配慮しながら活動を実施します。

#### 市立高等学校での取組

小・中学校段階で行ってきた探究的な学習プロセスをさらに発展・高度化し、自分で課題を立てた上で、地域・企業等とも連携しながら、他教科と関連付けて知識を深める教科横断的な学びや情報を収集・整理・分析するプロセスを、将来において活用できる能力として身につけられるよう探究学習を進めます。





01 基本的な考え方

02 「みんなと共有したい価値観」

03 第1期実施計画

04 進捗管理の考え方

05 資料編

## プロジェクトの背景

特別支援学校や特別支援学級の在籍者、不登校児童生徒などが増加し、児童生徒や保護者の支援ニーズ等が複雑化、多様化しています。

- 全国的に少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、近年、本市においても、特別支援学校や特別支援学級の在籍者は増加しています。
- また、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒や不登校児童生徒なども増加傾向にあります。
- ダイバーシティの尊重やインクルージョンの進展に伴い、児童生徒や保護者の支援ニーズ等は複雑化、多様化しています。



## プロジェクトの課題

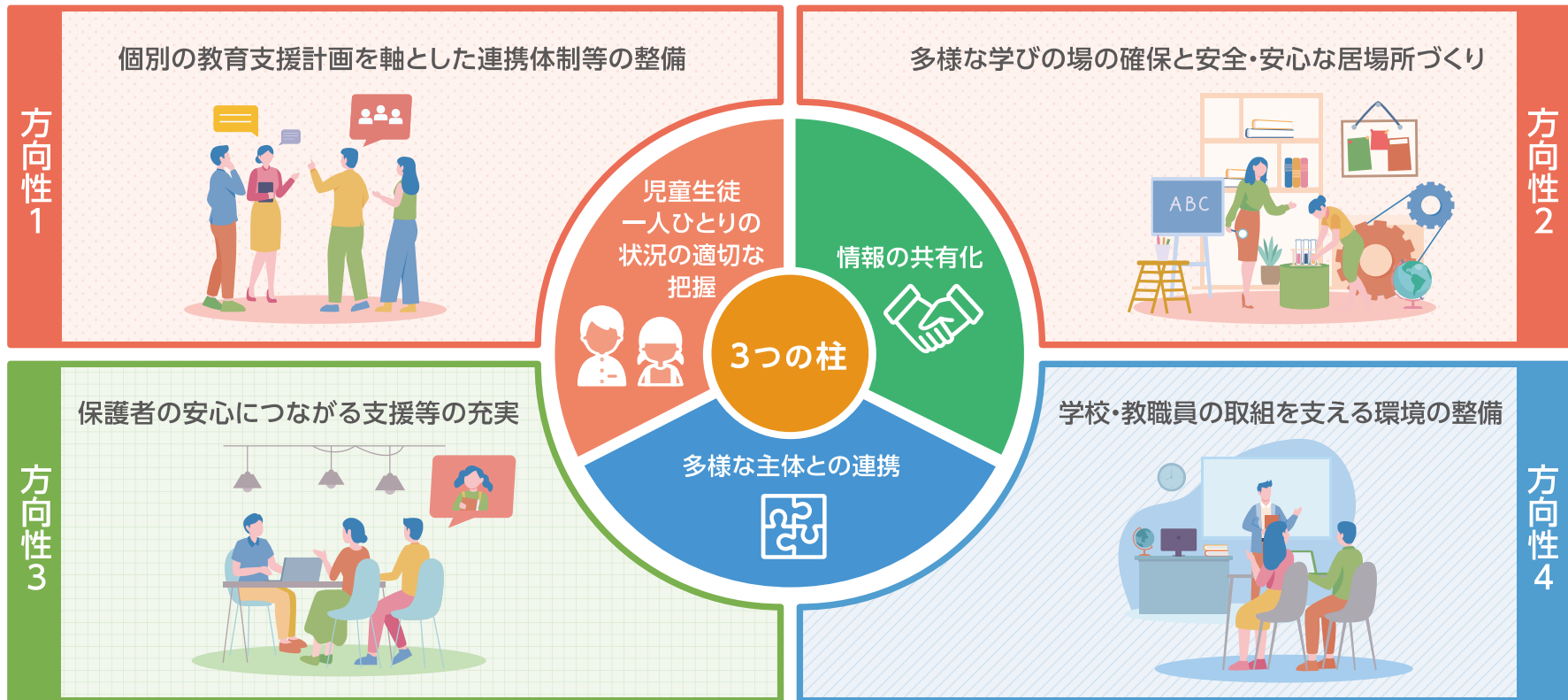
一人ひとりの特性や成長に応じた支援の実施には、学校だけで対応することが難しくなっており、異校種間・関係機関等との連携が必要です。

- 一人ひとりの特性や成長に応じた支援を実施していくには、学校だけでは対応が難しくなっています。このため、異校種間の縦の連携や、小・中学校と特別支援学校、さらには医療や福祉等の関係機関等との横の連携をより一層強化しながら、組織等の枠を越えて連携した支援体制を整備し、児童生徒のライフステージを見通した切れ目のない支援を充実していくことが必要となっています。
- また、誰一人取り残さない取組を進め、児童生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすとともに、多様な学習機会の場を設けることで、自立し、社会参加するために必要な力を培っていくことが求められています。



### 👉 プロジェクトの方向性

- 児童生徒の状況の変化や複雑化、多様化するニーズ等を適切に把握し、一人ひとりに応じた支援を行うためには、「児童生徒一人ひとりの状況の適切な把握」を行い、関係局等で「情報の共有化」を進めることにより、「多様な主体との連携」を行うことが重要です。
- このため、これらを取組における3つの柱とし、次の4つの方向性に基づき、児童生徒一人ひとりに応じた切れ目のない支援の実現に向けて取組を進めます。



凡例 ○ 児童生徒に関すること ○ 保護者に関すること ○ 教職員に関すること

## 方向性1 個別の教育支援計画を軸とした連携体制等の整備

児童生徒の状態等を客観的かつ継続的に把握するとともに、関係局、関係機関等と必要な情報共有を行い、連携して支援を行う体制等の整備に向けた取組を進めます。

### 主な取組

#### 客観的かつ継続的なアセスメント等の実施

支援が必要な児童生徒について、教員による丁寧な状況の把握に努めるとともに、成長や発達段階に応じた適切なアセスメントを実施し、見通しを持って、一人ひとりの状況に応じた指導・支援を行う必要があります。

このため、学校等で行うアセスメントや個別の教育支援計画を共通化し、より効率的・効果的に活用できるものにするるとともに、必要に応じて医療や福祉などの専門的な視点を取り入れ、教員の経験等に基づく判断と組み合わせることにより、アセスメント及び支援の客観性と継続性の向上につながる取組を進めます。

- R8年度～
- 学校・教育委員会事務局で使用するアセスメントシートの共通化、電子化に向けた検討・実施
  - 個別の教育支援計画の共通化、電子化に向けた検討・実施
  - 医療や福祉等の関係局、関係機関と連携した児童生徒のアセスメント及び支援に向けた検討・実施



#### 情報共有による支援の連続性の確保

各市立学校や教育委員会事務局、医療や福祉などのさまざまな関係機関の連携のもと、一人ひとりの状況を把握し、児童生徒への適切な支援につなげていく必要があります。

このため、これまで学校ごとに把握していた児童生徒の心身の状況等について、個人情報の保護に留意しながら、必要な情報を共有することで、関係機関と連携した支援の連続性の確保につながる取組を進めます。

- R8年度～
- 情報共有の目的、実施方法、共有が必要な情報の範囲等の情報共有のルールの特化の検討・実施
  - 幼稚園・保育園と小学校の連携に向けた関係団体、関係局等により構成する会議体の設置の検討・実施

## ☞ 方向性2 多様な学びの場の確保と安全・安心な居場所づくり

多様な学びの場の確保に向けて、効果的な支援人材の確保、配置に取り組むとともに、関係局との役割分担の整理等を行い、連携して、児童生徒の安全・安心な居場所づくりを進めます。

### 主な取組

#### 児童生徒一人ひとりに応じた 多様な学びの場の確保

不登校の要因や背景、支援ニーズが複雑化、多様化している中、学校には行けるものの、さまざまな理由で自分のクラスで過ごすことが難しい児童生徒や不登校児童生徒が、それぞれに合った場所や学習の方法を選ぶことができる環境を充実させることが必要です。

このため、すべての小・中学校において、いつでも安心して学習や生活ができる環境を充実させるとともに、学校以外の学びの場として、ゆうゆう広場の機能改変など、多様な教育機会の確保に向けた取組を進めます。

**R8年度～** ● 全小・中学校への設置に向けた「(仮称)校内教育支援センター」の段階的整備

**R8・9年度** ● 教育支援センター「ゆうゆう広場」におけるオンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施

#### 関係局と連携した児童生徒の居場所づくり

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、不登校児童生徒及びその保護者へ適切な支援を行うためには、子どもが地域ですこやかに育つことができる環境の充実を図ることが必要です。

このため、関係局における居場所づくりと連携し、児童生徒の自己肯定感や学習意欲の向上を視野に入れながら、子どもたちが安心して過ごせる場の確保に向けた取組を進めます。

**R8年度～** ● 放課後等の子どもの居場所づくりと連携した、児童生徒の安全・安心な場の確保に向けた取組



### 👉 方向性3 保護者の安心につながる支援等の充実

保護者の安心が児童生徒の安心につながるため、相談窓口や支援内容などの情報をわかりやすく発信するとともに、学校や関係局等と連携し、保護者の安心につながる支援に取り組みます。

#### 主な取組

#### わかりやすく、アクセスしやすい情報提供

児童生徒の支援に係る情報が十分に保護者へ届かないことにより、保護者が孤立することのないよう、保護者のニーズに合った情報を必要となしに入手できるようにすることが必要です。

このため、相談・支援機関や支援内容など、関連する情報を集約し、さまざまな媒体を通じて、保護者が入手しやすい、効果的な情報提供の取組を進めます。

- R8年度～ ● 医療や福祉等の関係局の支援に関する情報も含めたポータルサイトの整備に向けた検討・実施
- SNSの活用や保護者向けパンフレットによる特別支援教育、不登校対策に係る情報発信の実施

#### 関係機関等と連携した保護者支援の実施

保護者の孤立を防ぎ、安心して子どもと関われるようにするためには、保護者同士がつながり、悩みや気持ちを共有できることが有効です。

保護者の意見等を聴きながら支援内容の検討や改善を進めるとともに、民間団体や関係局、関係機関とも連携し、相互に補完することにより、保護者同士がつながるきっかけづくり等の保護者の安心につながる取組を進めます。

- R8年度 ● 不登校対策に係る保護者向けピアサポートの導入
- R8年度～ ● 医療や福祉等の関係局と連携した保護者支援の取組の検討・実施



### 👉 方向性4 学校・教職員の取組を支える環境の整備

教職員の専門的知識の習得や対応力の維持・向上に努めるとともに、教職員をサポートする体制について検討し、整備を進めます。

#### 主な取組

#### 専門的知識やスキルの向上に向けた研修の充実

特別支援学級等の児童生徒、不登校児童生徒の増加や支援ニーズ等の複雑化、多様化により、通常の学級においても支援の充実等に向け、現場のニーズに応じた教職員の専門的知識や対応力の維持・向上が必要です。

このため、特別支援教育、不登校対策における、心理的支援等の専門的な知識や支援方法等の更なる習得に向けて、教員研修を見直すとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職の人材育成に向けた取組を進めます。

- R8年度～**
- 管理職や初任者等の教職員の役割や経験に応じた対応力の向上等の教員の研修の見直し
  - 医療や福祉等の関係局と連携した専門職の人材育成の取組の検討・実施

#### 専門職等によるサポート体制等の強化

特別支援学級等の児童生徒数が増加し、支援ニーズ等が複雑化、多様化する中、個々の教職員の専門性を越えた対応が求められており、学校の対応力を支える取組が必要です。

このため、通常の学校に対し、専門性の高い特別支援学校の教員や、医療・福祉分野等の専門職によりサポートする体制の強化に向けた取組を進めるほか、特別支援学校の分校及び一部の分教室を独立した学校として設置する取組を進めます。

- R8年度～**
- 特別支援学校等のセンター的機能の強化の検討・実施
  - 関係局等の専門職による教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職に対する相談・支援体制の検討・実施
- R10年度**
- 中央支援学校高等部分教室の学校化、田島支援学校桜校の本校化





## プロジェクトの背景

教師のウェルビーイングの向上が求められているほか、全国的に教員不足の状況となっています。

- 令和6(2024)年8月に出された中央教育審議会の答申により、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより、生活の質の向上・教職人生を豊かにする教師のウェルビーイングの向上や、教師が高い専門性を発揮できるよう、働きやすい環境整備をすることが求められています。
- 国は「学校と教師の業務の3分類」として、学校以外が担うべき業務などを示しています。教育委員会には、こうした例を参考に、業務分担の見直しや適正化など、長時間勤務を改善するための取組の実施が求められています。
- 本市でも、2次にわたる「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務改善・支援体制の整備などの負担軽減、教職員の意識改革に向けた取組を進めてきました。
- 教員の働き方改革の推進には、必要な教員数を配置することも求められていますが、全国的な教員不足の中、本市においては、35人学級制や特別支援学級の児童生徒数の増加等を要因とした教員定数増の一方で、教員志望者が減少傾向にあり、教員不足の状況となっています。



## プロジェクトの課題

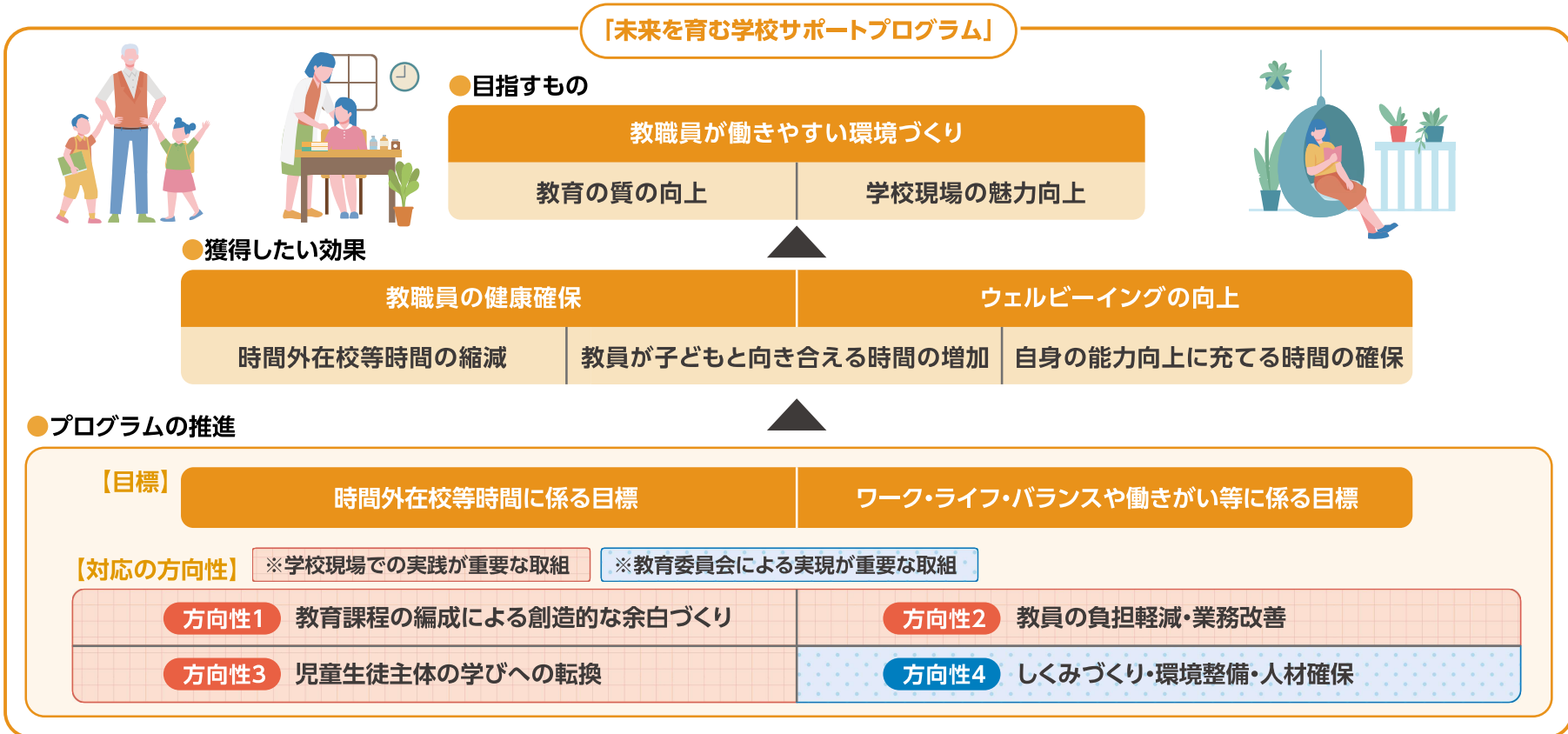
働き方改革の取組と人材確保の取組を両輪で進め、好循環を生み出していくことが必要です。

- 働き方改革の推進で、年次休暇の取得日数は目標を達成し、時間外在校等時間縮減や総合健康リスク減少などの成果が出てきていますが、文部科学省が指針として示した時間外在校等時間の上限(45時間/月)を超えて働いている教員の割合(38.7%)は依然として高い状況となっており、その解消が求められています。
- 教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務遂行していくためには、学校が主体的に業務改善等に取り組み、創造的な余白(時間)づくりをしていくことが必要です。また、教職員自身がその効果を実感することも重要です。
- 本市において、採用試験の倍率が低下傾向であることや、年度途中の産育休取得者の代替教員確保が難しいなど、年間を通じて教員を安定的に配置することが困難な状況の改善が求められています。
- 今後、働き方改革と人材の確保を両輪で進め、好循環を生み出していくことが重要です。



### 👉 プロジェクトの方向性

- 学校との意見交換会での内容や、国が示した「学校と教師の業務の3分類」の内容を踏まえて4つの「対応の方向性」を定めました。4つの「対応の方向性」における学校と教育委員会の役割を整理し、それぞれが主体的に進めることで、時間外在校等時間の縮減や、教員が子どもと向き合える時間の増加、自身の能力向上に充てる時間の確保により、教職員の健康確保とウェルビーイングを向上させ、「第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」である「未来を育む学校サポートプログラム」において、教育の質の向上と、学校現場の魅力向上をめざします。



## ☞ 方向性1 教育課程の編成による創造的な余白づくり

各学校が教員本来の業務である授業準備等に充てる時間を作り出せるよう、学校の取組を支援していきます。

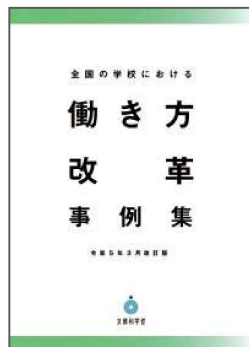
### 主な取組

#### 教育課程編成の工夫

教員の教材研究・授業準備及び自己研鑽・プライベートの時間を確保できるように取組事例を情報提供し、各教科等の年間標準時数を確保することを前提にしつつ、各学校の実情に応じた教育課程編成の工夫をサポートします。

##### 【各学校での取組事例】

- ・職員会議を行う日には6時限を行わない。
- ・会議や研修などを行わない日を設定する。
- ・朝の活動や清掃時間を短縮する。等



全国の学校における働き方改革の取組について多様な事例が紹介されており、当該事例集に記載された具体的な方法により、どの程度の余白時間の創出が可能であるかの一例が示されている。

「全国の学校における働き方改革事例集」令和5年3月改訂版文部科学省

##### 創出される余白時間の事例

短縮授業	週1時間×年43週=43.0時間/年
会議の精選	週1時間×年43週=43.0時間/年
朝の活動の見直し	日20分×年200日=66.7時間/年
運動会の簡素化	年8時間= 8.0時間/年

#### 学校行事の精選や開催方法の工夫

教員の負担が特定の時期に集中しないように、運動会等の年間行事について内容を簡素化した事例や、開催時期について見直した事例などを情報提供し、各学校の実情に応じた行事の見直しをサポートします。

##### 【各学校での取組事例】

- ・運動会等、行事の開催を午前中のみを半日実施とする。
- ・準備時間・練習の時間・開催時間を短くするため、行事内容の削減・簡素化などの見直しを行う。等

- R8年度～
- 会議、研修会の開催や業務改善等実践校等での業務改善の取組など、学校に対する情報共有の場の提供
  - 業務改善の取組を実践した学校等の好事例を整理し、各学校が情報収集出来る環境を整備



### 方向性2 教員の負担軽減・業務改善

業務の効率化やデジタルの活用等により、教員の負担軽減・業務改善に向けた取組を進めていきます。

#### 主な取組 複数の教員での授業・学級/学年経営

小学校において専科教員の配置を進め、専門性のある授業の実施と、担任の授業以外の時間の確保を図ります。

また、専科教員等を含めて複数の教員がチームを組み、協力して授業を行うことで、経験の浅い教員が、指導方法を学ぶことができ、授業改善につながることが期待されるため、会議や研修会などにおいて、複数教員での「交換授業」、「合同授業」等の好事例の情報交換等を行います。

#### デジタルの活用による業務効率化

教職員の負担軽減のため、デジタルの活用による校内の業務の効率化を図ります。

- R8年度 ● 成績処理における採点システム等の導入の検討
- R8年度～ ● 文書作成や集計業務、授業準備などへの生成AIの活用
- 連絡ツールを活用し、ペーパーレス化
- R9年度～ ● クラウド型校務支援システムの設計及び構築

### 方向性3 児童生徒主体の学びへの転換

児童生徒が主体的に考えて学びを自走していくように、教員がファシリテーター役を担う学びへの取組を進めていきます。

#### 主な取組 教員主導から子ども主体の授業への転換

子どもが主体的に学べるように、1コマごとの授業を単元や題材などのまとまりでとらえ、学習の見通しや振り返りを通して自分の学びを意識できる場面を設定します。また、対話によって考えを広げたり深めたりする場面、個々に取り組む場面も意図的に設け、子どもの思考や理解を深める授業づくりを検討します。

【授業(1コマ)】:1単位時間(小では45分、中高では50分)

【単元や題材】:内容や時間のまとまりの単位



- R8年度～ ● 会議、研修会の開催や業務改善等実践校等での業務改善の取組など、学校に対する情報共有の場の提供
- 業務改善の取組を実践した学校等の好事例を整理し、各学校が情報収集出来る環境を整備



## 👉 方向性4 しゅくみづくり・環境整備・人材確保

主に教育委員会が中心となって、負担軽減などにつながるしゅくみづくり・環境整備を行うとともに人材確保の取組を進めていきます。

### 主な取組

#### 水泳授業における外部活力の活用

猛暑等の異常気象の中、着実な授業時間や指導環境の確保等による授業の充実及びプール管理に係る教職員の負担軽減を図るため、小学校において学校プールの代替として、民間プール等の活用を進めていきます。

また、学校プールを継続して使用する場合は、外部からの指導人材の派遣や熱中症対策のための新たな整備等を行い、安全・安心な授業を実施するための取組を行います。



民間プールでの授業の様子

～R11年度 ● 水泳授業での外部施設活用の拡充

毎年度 ● 外部からの指導人材の派遣

#### Webサービスを活用した学校徴収金事務の効率的な執行

民間業者が提供するWebサービスにおける集金機能、希望品販売機能を活用し、学校が行っている事務（保護者の口座情報の作成、未納者への連絡、会計報告資料の作成等）の負担軽減を図るとともに、保護者がスマートフォン等を使ってWebサイトにアクセスし、申込みやオンライン決済ができるよう、Webサービスの導入に向けた取組を推進します。

- R8年度～ ● 導入に向けた研修や意見交換会の実施  
● 一部の学校に先行して導入し、令和11年度の全校導入に向けて取組を推進  
● 保護者による購入の実施

#### 保護者等への対応

保護者等が学校への相談をためらわないようにすることなど、学校と保護者等の良好な関係を維持することに留意しながら、学校における不当要求行為等に対する考え方を整理していきます。

R8年度 ● 不当要求行為等があった場合の対応マニュアルの作成

R8年度～ ● スクールロイヤー等を活用した学校支援体制の充実

#### 端末及びネットワークの統合

かわさきGIGAスクール構想の進展により、学習指導における端末活用が当たり前のものとなった現状を踏まえ、教職員の校務処理及び学習指導に係る負担軽減を図り、教育DXを進めていくため、個別に整備・運用されてきた校務用端末と学習用端末及び各ネットワークを統合するための取組を推進します。

R8年度～ ● 端末及びネットワークの統合に向けた環境整備

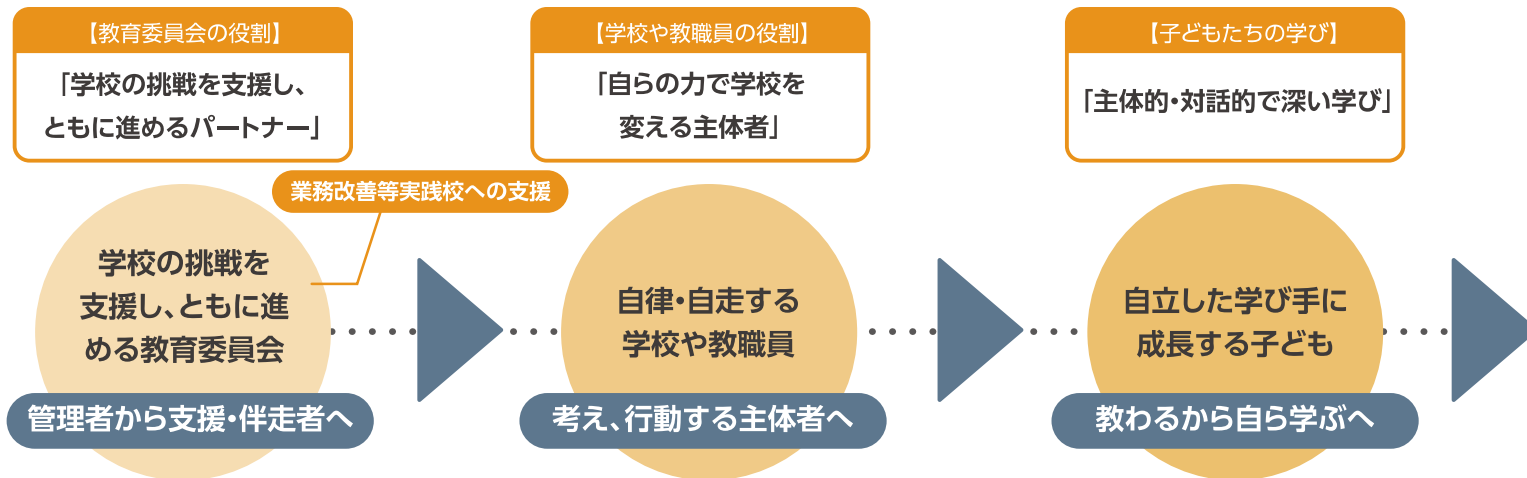
#### 人材確保の取組

多様で優秀な人材を確保し、学校における教育活動の充実を図るために、以下の取組を進めます。

- 毎年度 ● ニーズを的確に捉えた採用説明会等を実施  
● 試験会場や選考区分等の工夫改善による効果的な教員採用試験の実施  
● 大学連携等による教員志願者の掘り起こし  
● 教育課題の解決や職員のキャリア形成等に効果的な教職員配置の推進

### 👉 学校と教育委員会の役割の整理

取組を進めるに当たり、教育委員会は「学校の挑戦を支援し、ともに進めるパートナー」となり、学校を支援・伴走していきます。また、学校や教職員は、「自らの力で学校を変える主体者」として、自律・自走する学校や教職員となることを目指します。こうした取組を通じて、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現していきます。



### 参考 「学校と教師の業務の3分類」文部科学省

●文部科学省は教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、令和7年9月文部科学省通知により、「学校と教師の業務の3分類」を示しました。当該分類を参考に学校と教育委員会の役割分担などを整理します。

#### 学校以外が担うべき業務

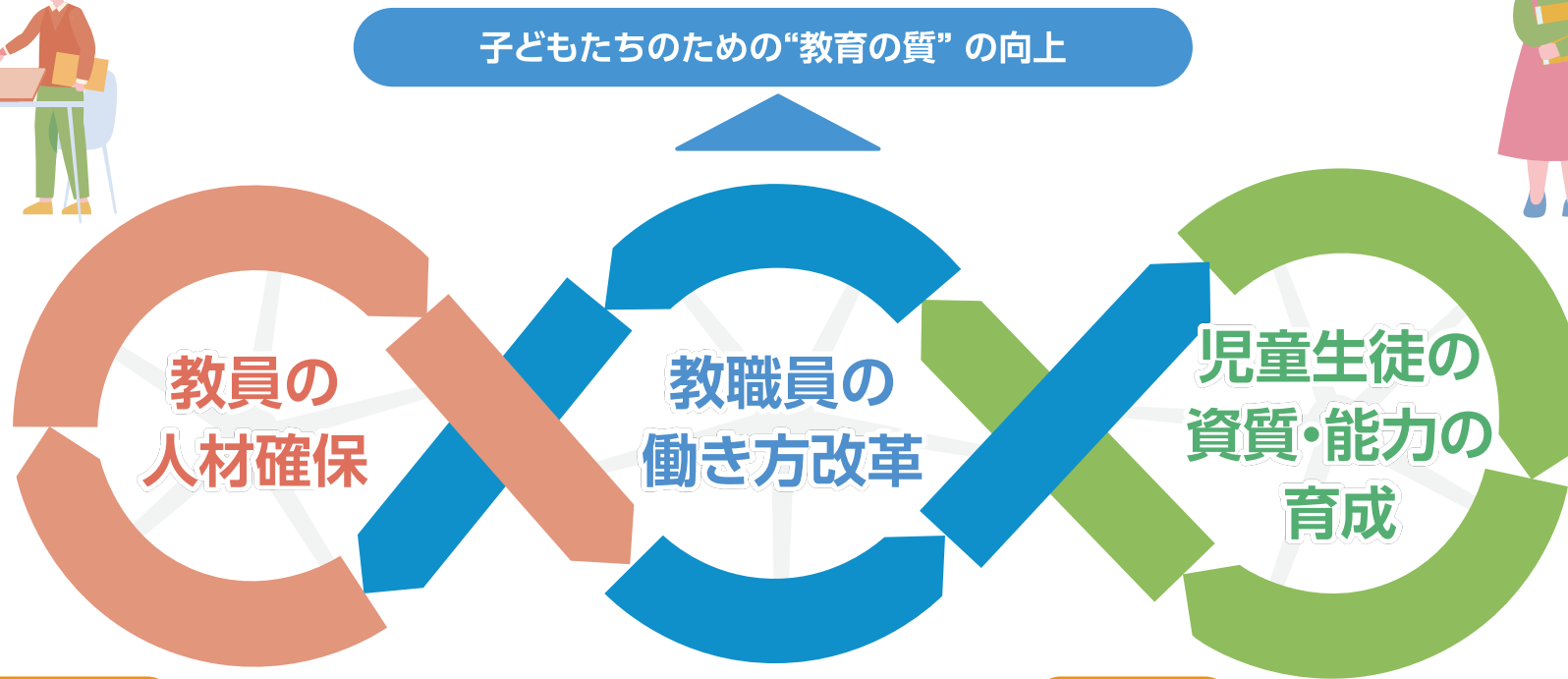
#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

#### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 学校徴収金の徴収・管理 等
- 校内清掃、施設・整備の管理 等
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 等



参考 Project1と3の関連性



Project 3

教職員が働きやすい環境づくり

Project 1

社会参画に向けた資質・能力を育成する  
探究的な学びの充実

- 働き方改革の取組と人材確保の取組を両輪で進め、業務負担を軽減することで、子どもたちと向き合える時間を増やすことや、自らの専門性を高める時間を作り、児童生徒の資質・能力の育成につながる好循環を生み出すことにより、教育の質の更なる向上をめざします。



## プロジェクトの背景

将来の予測が困難な時代において、誰もが生涯を通じて学び続けることが大切になっています。

- 子どもだけではなく大人にとっても、変化が激しく将来の予測が困難な時代を心豊かに生きていくために、**これまでの価値観や考え方に捉われず、生涯を通じて学び続けることが大切**になっています。
- 個人の学びに加えて、**多様な価値観をお互いに尊重し、学び合うことによって、よりよい社会づくりにつながる新しい考え方や価値観を創造**していくことが期待されています。



## プロジェクトの課題

さまざまな「学び」に取り組むことができる環境整備と、「学び」を社会に発揮しやすいしくみづくりが必要です。

- 生活スタイルや社会環境の変化、興味関心の多様化などによって「学び」に取り組む時間や場所もさまざまになっています。そのため、**いつでも、どこでも、さまざまな形で取り組みやすい生涯学習環境の整備を進めていく必要がある**と考えます。
- コロナ禍以降、地域活動の縮小や地域コミュニティの希薄化が加速しており、自身の「学び」を社会や地域に活かす機会は減少傾向にあります。そのため、**個人の「学び」とさまざまな教育活動をマッチングできるしくみ**をつくることで「学び合い」の機会を増やしていく必要が生じています。
- また、社会教育と学校教育では、それぞれ独自に活動を行うことが多く、連携することによる深い学びの機会は限られています。**地域と学校がより一層連携**することで、社会教育と学校教育のそれぞれの強みを活かした深い学びの機会が充実すると考えます。



## 👉 プロジェクトの方向性

## いつでも・どこでも・さまざまな「学び」に触れられる

市内の至る所で、生涯学習に触れる機会があふれ、興味をひかれる「学び」に出会い、生涯を通じて自立し、学び続けることができる

## 「学び」を活かして、さまざまな形で活躍できる

「学び」を社会に発揮できる機会や、同じ思いを持つ仲間と緩やかにつながることができるしくみがあり、楽しみながら貢献できる

～実現に向けて～

## 生涯学習の充実による「学び」の推進

市域全体を「学び」の場と捉え、時間や場所にとらわれない「学び」の支援を推進していきます。市民の「学び」の意欲が学習の実践につながるよう内容・場所・手法等のさまざまな「学び」から市民が選択できるような生涯学習環境の充実を図ります。

## 「学び合い」を通じた緩やかなつながりづくり

個人の「学び」を、社会に発揮する機会につなげる取組を進め、活動したい個人と活躍の機会のマッチングや、個人や団体同士による情報共有の場づくりなどにより緩やかなつながりを広げます。

## 学校と連携した教育活動

地域と学校が同じ思いを共有する学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を推進する中で、個人の能力や経験を地域学校協働活動につなげるプラットフォームの構築、社会教育の強みを活かした体験活動や学習活動の充実を進め、子どもも大人もいきいきと育つ環境づくりを進めます。



## 📍 方向性1 生涯を通じた「学び」の環境の充実

市民館・図書館を核とし、「学び」を通じた「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を進め、生涯を通じた「学び」を通して、自立や成長が図られる生涯学習社会の実現を推進します。

### 主な取組

#### 行きたくなる市民館・図書館

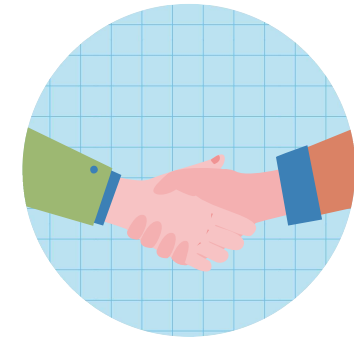
市民が集う利用しやすい環境や、居心地の良い空間づくりを行うとともに、さまざまな「学び」の充実を、指定管理者制度の導入による民間ノウハウを活用しながら進めます。

- R7年度～
- 指定管理者制度の順次導入
  - 交流イベント等によるコミュニティ創出や、館内スペースの活用等によるいこいの場としての魅力ある施設づくり
  - 市民館における多世代に向けた魅力ある学級・講座の提供や、図書館における多様な企画展示やイベント等の実施

#### 市内全域を学びの場に

市内全域にアウトリーチすることによる身近な場所での学びの場づくりや、ICTを活用し、場所や時間にとらわれない、多様な生活スタイルに対応した「学び」の提供を進め、まちに飛び出す市民館・図書館を推進します。

- 地域の身近な施設等での出張型講座や、オンラインを活用した参加しやすい講座等の実施
- 地域の産業・自然・文化等を活かした講座の実施
- おはなし会や地域イベントへの出店など本を通じた交流の場づくり
- かわさき電子図書館を活用した読書普及の推進



#### 社会教育施設の整備

市民の生涯学習や地域活動の拠点として、資産マネジメントの視点を踏まえ、社会教育施設の整備や長寿命化等を進め、利用環境の向上などに取り組みます。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| R9年度供用開始      | ● 川崎市民館・労働会館の整備   |
| R10年度供用開始     | ● 幸市民館・図書館改修工事    |
| R14年度駅前街区供用開始 | ● 宮前市民館・図書館の移転・整備 |



「学び」の様子

## 方向性2 「学び合い」社会の実現に向けたしくみづくり

幅広い市民が自身の個性や「学び」を「気軽に」「前向きに」発揮できるしくみづくりや、社会教育と学校教育が一体となって、次の取組を進めます。

### 主な取組

#### 活躍の機会を創出

個々の「学び」を発揮できる機会を創出することで、活動に関わる人同士の「学び合い」や教育活動を行う団体同士の緩やかなつながりづくりにつながるしくみの充実を図ります。

- 多様な個性や能力を持つ幅広い市民が、社会教育や学校教育に関われるようにマッチングするしくみづくり
- 通年での定期的な「関わり方」だけではなく、生活スタイルに合わせた柔軟な参加形態など「関わり方」のバリエーションを拡大
- 各中学校区のネットワーク会議開催支援などによる、個人や団体、活動同士のネットワークの活性化に向けた取組の推進
- 文化財や図書館などの社会教育資産を活用した活動機会の創出



#### 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を、社会教育と学校教育の両面から連動させて推進します。

- 地域と学校の橋渡し役である地域教育コーディネーターが活発に活動できるように研修や情報交換会などによる支援
- 地域と学校が共通のビジョンをもって行う活動である「地域学校協働活動」の充実を図るため、好事例の共有や各種活動の伴走支援



火おこし体験の様子



橘樹官衙遺跡群での学習の様子



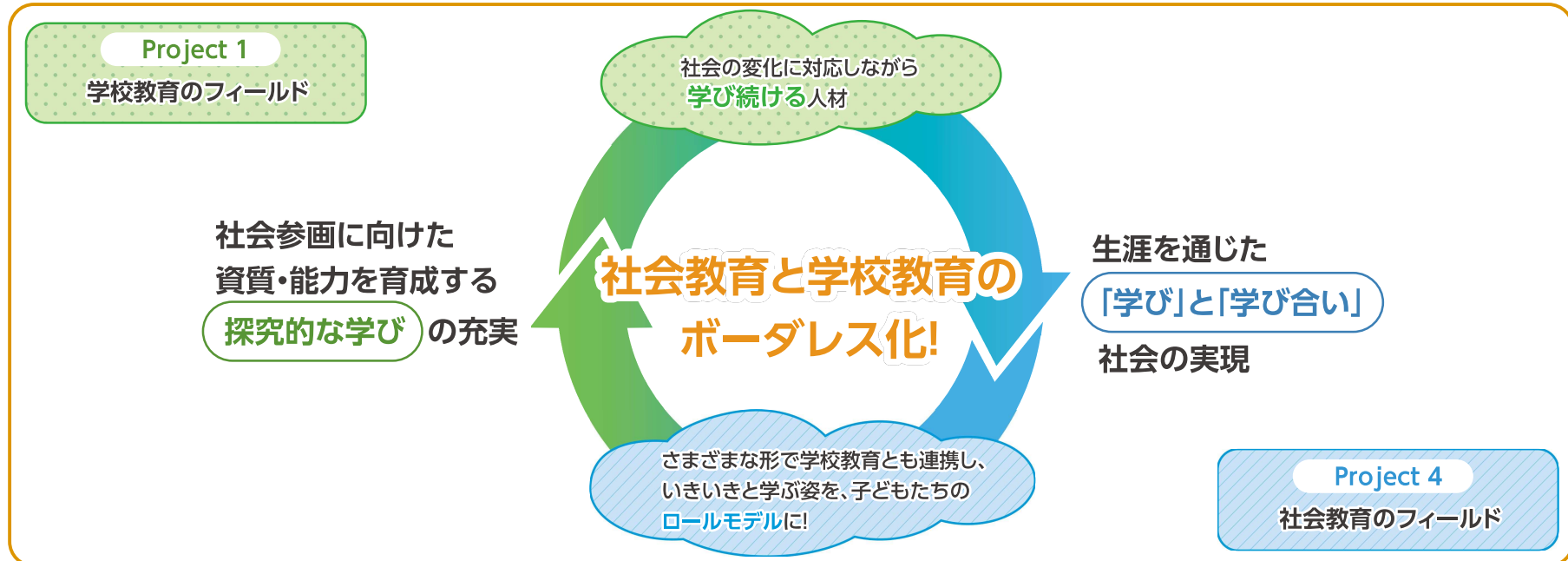
中学校の寺子屋事業の様子



寺子屋事業に高校生が協力

## 参考 Project1と4の関連性

- Project1の探究的な学びの充実と、Project4の生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現は、ともに自ら課題を発見し、課題解決に主体的に取り組むことや、他者と意見を交換したり、協働しながら新たな価値を創造していく活動です。
- これまで社会教育と学校教育はそれぞれ独自の教育活動として展開することが多く、協働して実施する場合も、一部の限られた人材が、それぞれの活動に「協力する」という形が多い状況でした。
- これからは、学校運営協議会などの場を活用し、地域と学校が同じ想いを共有した上で、学校教育では「地域・社会の一員として、参画につながる教育」を、社会教育では「さまざまな形で学校教育とも連携し、子どもたちのロールモデルとなるような機会」を増やし、社会教育と学校教育が相互に連携するための垣根を低くしていきます。



## 3 実施計画(施策及び事務事業)

## 基本的な考え方

- 実施計画には、「めざすもの」の実現に向けて、教育委員会のすべての取組を、6つの「施策」と36の「事務事業」を2層構造で体系化して位置づけます。
- 位置づけにあたっては、それぞれの計画において適切な位置づけとなるよう調整を図りながら、総合計画の実施計画(第3階層「施策」及び第4階層「事務事業」)と施策体系を一致させるとともに、施策の目標や指標、現状や課題、各事務事業等については、項目を共通化します。
- これにより、本市全体の方向性と教育施策の取組が、整合性を持ちながら、より一層効率的効果的に推進することができるほか、施策や事業の説明が一貫したものとなり、市民の方が理解しやすくなります。さらに、総合計画と進捗管理や成果評価を統一的に行うことができるため、目標達成度や課題把握を含めて、本市として同一事業に対する評価が一本化され、効果的な改善等につながるものと考えます。
- なお、事務事業については、総合計画本文に掲載されていない事業も含めて、すべてを掲載しています。

